

令和 8 年度むつ市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 8 月 5 日制定

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、むつ市財務規則第 2 条第 1 号に規定する部局及びむつ市上下水道局（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護支援を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

【企業等】

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※①障害者の雇用数が 5 人以上

②障害者の割合が従業員の 20%以上

③雇用障害者に占める重度障害者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

- (1) 物品：啓発用品（記念品）、印刷等
 - ・食品類（パン、焼き菓子、べこ餅等）
 - ・縫製品等（ふきん・巾着等）
 - ・生活雑貨（手工芸作品等）
 - ・印刷製品（ポスター、リーフレット等）
 - ・農作物等（花苗、野菜苗、プランター等）
- (2) 役務：清掃作業、草取作業等
 - ・軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、組立等）
 - ・草刈り、清掃作業
 - ・分別作業
 - ・解体作業
 - ・回収作業

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和8年度に本市が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 52 万円以上

7 調達の推進方法

- (1) 本市では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報を元に、適用部署に対し、障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者施設等への優先調達に当たっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。